

# 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場周辺環境 影響調査の結果について（令和6年度第4回）

2025年4月25日

栗東市小野地先の旧アール・ディエンジニアリング最終処分場（以下「旧処分場」という。）について、令和6年度第4回の旧処分場跡地の周辺環境影響調査（地下水等調査）の分析結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

## 1.調査日

令和7年1月28日

## 2.調査実施者

滋賀県 琵琶湖環境部 最終処分場特別対策室

## 3.調査地点

表1のとおり。位置については別添の調査地点図を御参照ください。

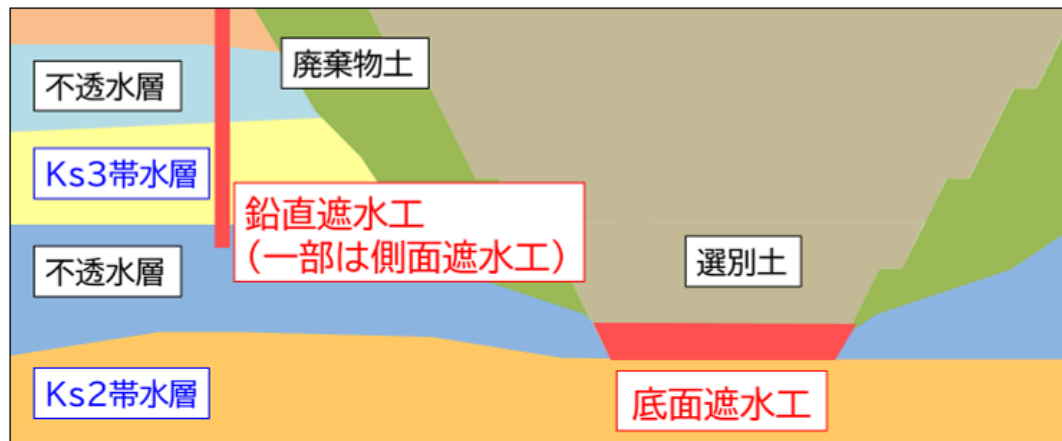


調査地点図 (PDF:944 KB)

（表1）調査地点

| 種 類                         |                    | 地点（井戸）番号                       |
|-----------------------------|--------------------|--------------------------------|
| 場内浸透水                       |                    | 揚水ピット                          |
| Ks3層 <sup>(※1)</sup><br>地下水 | 上流 <sup>(※2)</sup> | H24-8(2)                       |
|                             | 周辺                 | H26-S2(2)、H24-2(2)、H24-4(2)    |
|                             | 下流                 | K-1（Ks2層とKs3層が一体）              |
| Ks2層 <sup>(※1)</sup><br>地下水 | 上流 <sup>(※2)</sup> | H24-7、No.1-1、H24-6(2)、No.4-2   |
|                             | 周辺                 | H26-S2、No.1、No.3-1、H24-2、H24-4 |
|                             | 下流                 | 市No.3、K-1（Ks2層とKs3層が一体）        |
| 表流水                         |                    | 洪水調整池                          |

（※1）地下水帯水層と遮水工事の位置関係



- 【Ks3層地下水】 廃棄物土層の側面に接していたことにより、廃棄物土に触れた浸透水が漏洩していたため、二次対策工事で鉛直遮水工または側面遮水工により遮水しました。
- 【Ks2層地下水】 廃棄物土層の底面において粘性土層が欠損していた箇所から廃棄物土に触れた浸透水が漏洩していたため、二次対策工事で底面遮水工により遮水しました。

(※2) 上流は、ボーリング調査および電気伝導度の分析結果から、浸透水の影響はないと考えています。

## 4.調査項目

以下の項目の中から調査地点に応じて調査を実施しました。詳細は別添の調査結果を御参照ください。

- 一般項目…pH、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質質量）、電気伝導度
- 有害物質…カドミウム、ひ素、ふっ素、ほう素、鉛、総水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
- その他…鉄、マンガン、溶解性鉄、溶解性マンガン、全窒素、アンモニア性窒素、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素、全りん、塩化物イオン

## 5.調査結果

別添の調査結果のとおり。



調査結果 (PDF:2 MB)

### (1) 浸透水および地下水

各調査地点における安定型最終処分場の浸透水の基準(※3)および地下水の環境基準(※4)（以下「環境基準等」という。）の超過の状況は表2のとおりであり、その他の項目は環境基準等を超過

していませんでした。なお、「H24-4(2)」では地下水位が低下しており、採水作業中に地下水が枯渇したことから分析を実施することができませんでした。

(※3) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）

(※4) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）」および「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」

（表2）環境基準等の超過の状況

| 地点の種類          |    | 全地点数 | 調査地点名     | 超過の状況 |   |     |   |
|----------------|----|------|-----------|-------|---|-----|---|
|                |    |      |           | ひ素    |   | ほう素 |   |
| 場内浸透水          |    | 1    | 揚水ピット     |       | 0 |     | 0 |
| Ks3層地下水        | 上流 | 1    | H24-8(2)  |       | 0 |     | 0 |
|                | 周辺 | 3    | H26-S2(2) |       | 0 | ●   | 1 |
|                |    |      | H24-2(2)  |       |   |     |   |
|                |    |      | H24-4(2)  |       |   |     |   |
| Ks2層地下水        | 上流 | 4    | H24-7     | ●     | 1 |     | 0 |
|                |    |      | No. 1-1   |       |   |     |   |
|                |    |      | H24-6(2)  |       |   |     |   |
|                |    |      | No. 4-2   |       |   |     |   |
|                | 周辺 | 5    | H26-S2    | ●     | 2 |     | 0 |
|                |    |      | No. 1     |       |   |     |   |
|                |    |      | No. 3-1   | ●     |   |     |   |
|                |    |      | H24-2     |       |   |     |   |
|                | 下流 | 1    | H24-4     |       | 0 |     | 0 |
|                |    |      | 市No. 3    |       |   |     |   |
| Ks2+Ks3層最下流地下水 |    | 1    | K-1       |       | 0 |     | 0 |

- ：環境基準等超過
- 数字は環境基準等超過地点数

表2の環境基準等を超過した項目の状況は次のとおりでした。

- ひ素について：「H24-7」、「H26-S2」および「No.3-1」ともこれまでの検出状況と比較して大きな変動はありませんでした。なお、環境基準等の超過の原因は、いずれの地点も自然由来と考えられます。
- ほう素について：「H26-S2(2)」では横這いで推移しており、大きな変動はありませんでした。

(2) 表流水

洪水調整池において、公共用水域の環境基準(※5)を超過した項目はありませんでした。

(※5) 「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」および「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」

6.その他

これまでの調査結果については[旧RD最終処分場問題ホームページ](#)の中段「周辺地下水および浸透水調査結果」の「[周辺地下水等調査結果](#)」に掲載しています。

## お問い合わせ

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

電話番号：077-528-3670

FAX番号：077-528-4849

メールアドレス：[df0001@pref.shiga.lg.jp](mailto:df0001@pref.shiga.lg.jp)

[ページの先頭へ戻る](#)



Get Adobe  
Acrobat Reader

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。